



篠山市ファミリーサポートセンター
活 動 の 手 引 き



みんなで子育て

篠山市社会福祉協議会

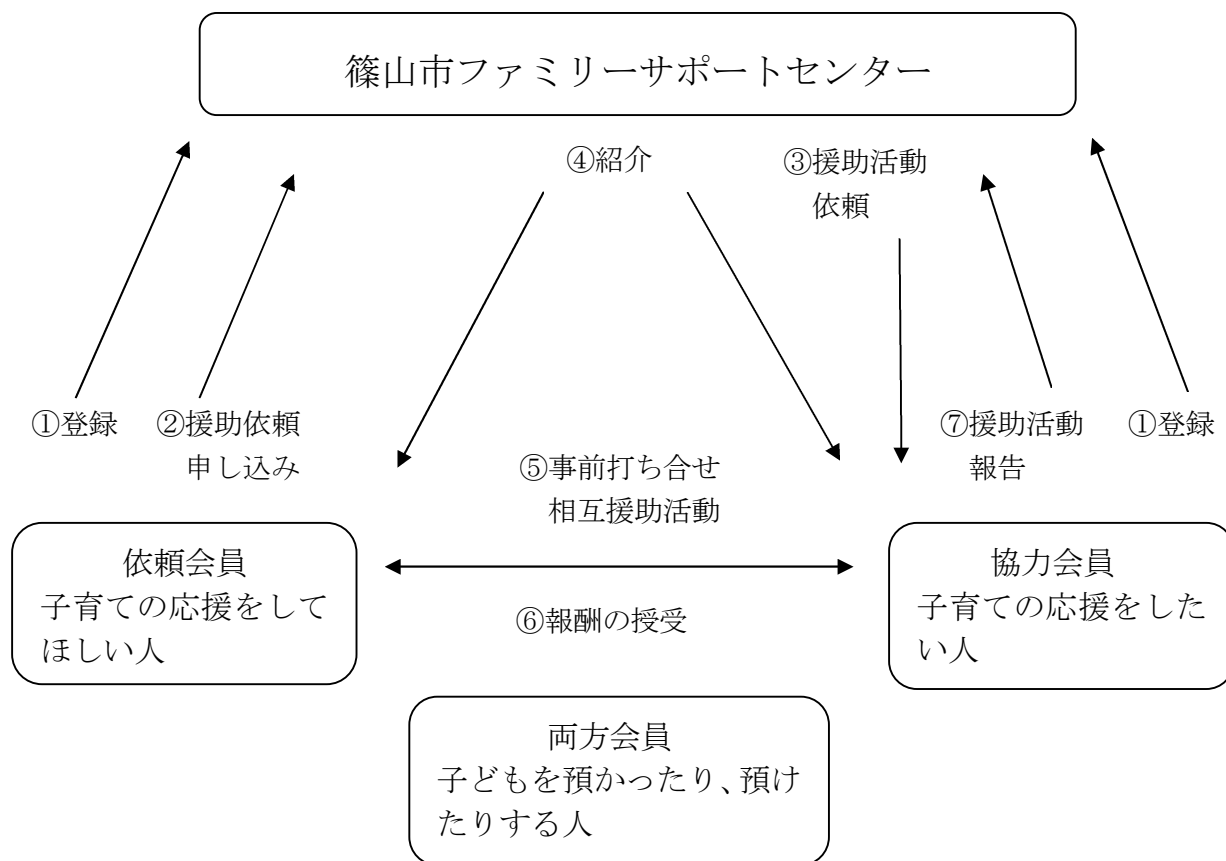
平成 28 年 4 月 1 日 改訂

1. はじめに・・・

篠山市ファミリーサポートセンターとは

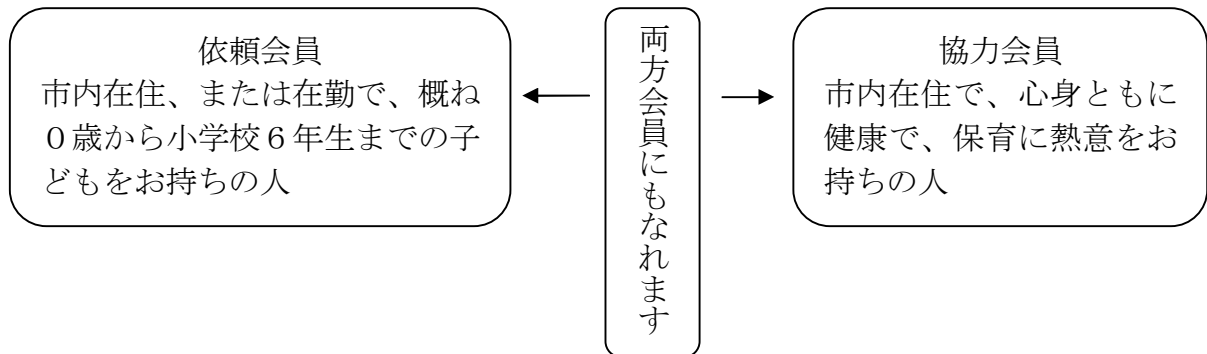
- ①篠山市ファミリーサポートセンターとは、子育て中の人仕事や急な用事等で、子どもの世話ができないときに、一時的・臨時的に地域の人が応援する会員同士の相互援助活動です。
- ②「子育ての応援をしたい人」＜協力会員＞と「子育ての応援をしてほしい人」＜依頼会員＞との会員組織による相互援助活動により、地縁や血縁関係にかわる地域での子育て支援の輪を広げることを目的とします。
- ③収入を目的とするベビーシッター等の職業ではなく、会員同士の助け合いにより、次世代を支える人達を支援する地域活動です。
- ④応援を行うかどうか、応援を受けるかどうかは、会員の自由意志に基づきます。
- ⑤センターは、会員同士をつなぎ、援助活動の調整をしますが、センターと会員は雇用関係にはありません。

篠山市ファミリーサポートセンターのしくみ



会員になるためには

①会員は、「依頼会員」・「協力会員」・「両方会員」の3種類です。



②会員登録にあたっては、センター実施の講習会を受講していただきます。

援助活動の内容は

- ①保育園・幼稚園・小学校等（以下「保育園等」という。）までの送迎
- ②保育園等での保育が始まるまで（早朝）、あるいは保育園等が終わってから子どもを預かる
- ③児童クラブ終了後や学校の放課後、子どもを預かる
- ④子どもが軽度のけがや病気の場合に預かる
- ⑤保護者の短時間、臨時的な仕事の場合に子どもを預かる
- ⑥会員の病気や急用などの預かり
- ⑦買い物等、外出時の預かり
- ⑧冠婚葬祭による外出の場合の預かり

*子どもを預かるのは、原則として協力会員の自宅です。ただし、子どもが病気等の場合は、依頼会員の自宅で預かることもあります。

*援助活動は、早朝・夜間にわたることもありますが、子どもの宿泊を伴う預かりは行いません。

援助活動における事故について

- ①会員間での解決を基本原則としますが、会員相互間の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。保険料については、センターが負担します。
- ②援助活動中に事故が起こった場合は、必ずセンターまで連絡をお願いします。

篠山市ファミリーサポートセンターの役割

- ①センターは、会員の募集、登録、会員同士をつなぐ紹介、会員間で行う子育て援助の調整（コーディネート）を行います。
- ②利用料は、依頼会員から協力会員に支払われるもので、センターは利用料の授受に介在しません。

入会手続きについて

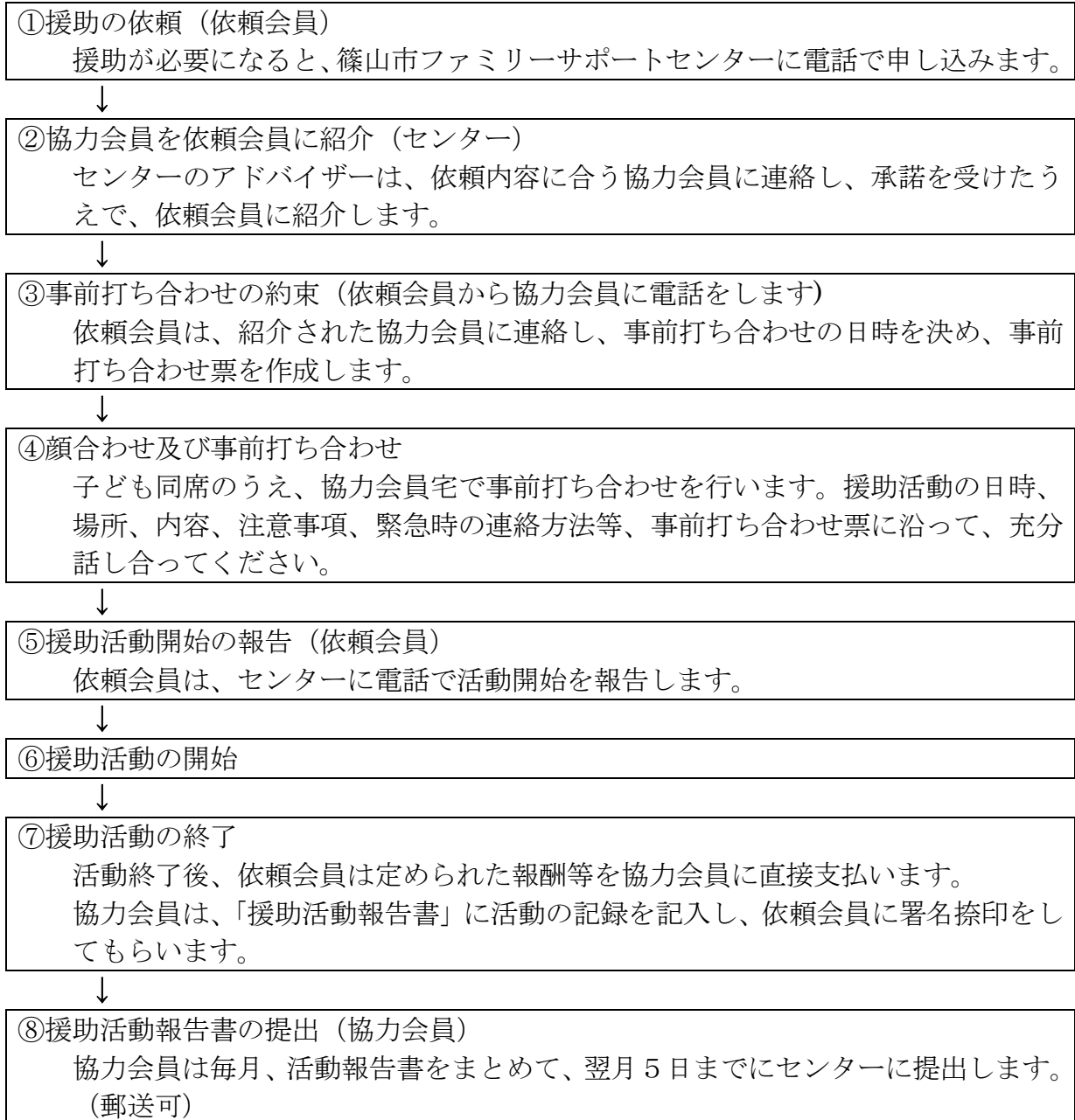
- ①入会申込書に署名捺印のうえ、必ず本人がセンターに直接ご持参ください（印鑑も持参ください）。なお、「入会申込書」と「会員証」に添付する写真は、センターで撮影します。
- ②今後の援助活動調整の参考のため、アドバイザーがお話しをお伺いします。
- ③協力会員・両方会員に登録を希望される方は、センター実施の講習会を受講していただきます。
- ④入会申込受付後、「会員証」を交付します。なお、会員証の有効期限は、協力会員・両方会員は5年、依頼会員は援助を受ける子どもが対象年齢を超えるときまでとなります。期限までに更新を行ってください。
- ⑤入会にあたっての入会金・会費等は無料です。

退会について

退会される場合は、退会届を提出するとともに、会員証を返還してください。また、以下の会員は、退会となります。

- ①住所不明となり、連絡の取れない会員
- ②援助を受ける子どもが、対象年齢を超える会員

2. 援助活動の流れ



* 電話連絡は、入会申込書に記入された順序により、連絡します。

* 協力会員紹介後、変更が生じた場合、依頼会員はセンターへすぐにご連絡ください。

* センター閉所時の対応について

・ 休日 (12月29日から翌年1月3日及び土曜日、日曜日、祝日) 及び時間外 (8時30分～17時15分以外) の緊急活動は、事前打ち合わせが行われている場合に限り、活動を行うことができます。なお、緊急活動は、依頼会員が必ずセンターの留守番電話に、双方の会員名及び活動日時とその内容をお入れください。活動の連絡がなければ、事故のとき保険の対象になりませんので、必ず留守番電話にご連絡ください。

・ 活動内容 (時間変更、キャンセル等) の変更は、双方会員了解のうえ行ってください。なお、休日の活動内容の変更は、依頼会員よりセンターの留守番電話に、内容をお入れください。



事前打ち合わせ票 (1)

平成17年 8月25日

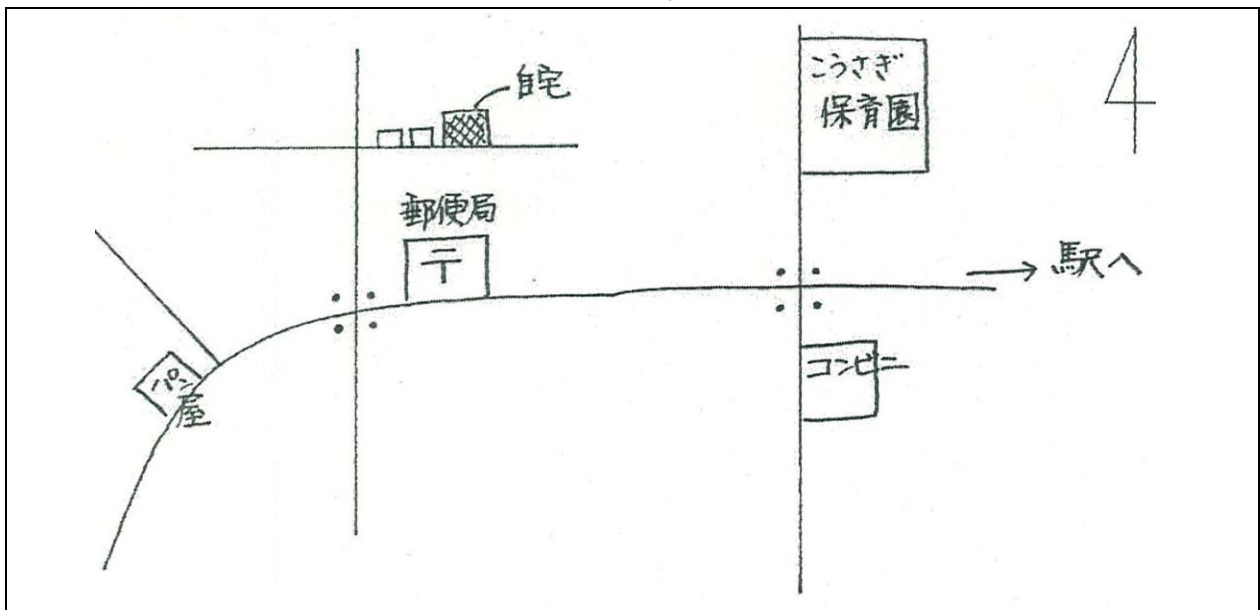
会員番号	200-100	会員氏名	篠山 好子
住所	〒669-△△△△ 篠山市〇〇〇 〇番地 電話079-〇〇〇-〇〇〇〇		
保護者氏名	篠山 好子		
(勤務先)	(株) 黒豆 総務部) 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
保護者氏名	篠山 良男		
(勤務先)	(株) ほとん 営業課) 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
緊急連絡先	①母親の携帯		電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	②父親の職場		電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

子どもの名前 (愛称)	くるみ (るんちゃん)	このみ (のんちゃん)
生年月日	平成13年3月27日	平成16年10月8日
年齢・性別	4歳5ヵ月 (小学校 年) 男 (女)	歳10ヵ月 (小学校 年) 男 (女)
保育園名 幼稚園名 小学校名	こうさぎ保育園 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	こうさぎ保育園 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
病歴	水ぼうそう	
食事	野菜が嫌いです	離乳食 初期 食後 ミルク 120CC
午睡	ほとんど必要なし	午前1時間 午後2時間くらい
排泄	1人できてきます	紙おむつ使用 便は1日2回
好きな遊び	本が好きです	
特記事項		何でも口に入れます
かかりつけ の医療機関	こくま小児科 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	パンダ外科 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
保険証	記号 あ	番号 23456

事前打ち合わせ票（2）

援助の日時	平成17年 8月30日（火）	<input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 4時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 6時 分まで
援助の内容	① 協力会員宅での預かり ② 保育園・幼稚園・小学校への送り 送り時間（ 時 分） ③ 保育園・幼稚園・小学校への迎え 迎え時間（ 4時30分） ④ その他（ ）	
依頼会員が用意するもの（当日、協力会員と会わない場合は、事前にお渡し下さい） 紙おむつ、ベビーカー、ミルク、タオル、着替え、おやつ		
依頼会員と協力会員の確認事項		
当日の依頼会員の連絡先	母親の携帯	電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

地図 援助活動に必要となる地図（自宅から保育園等までの経路地図、保育園等付近の地図、自宅付近の地図等）をご記入下さい。



※本票は個人情報です。取扱いに充分注意し、大切に保管してください
 ※相互援助活動終了後は、依頼会員またはセンターにご返却ください

3. 援助活動を始める前に

(1) 共通項目

- ①援助活動中に知り得た個人情報やプライバシーは、第三者に絶対に漏らさないでください。退会後も必ずお守りください。
- ②センターへの連絡なしに、会員同士で援助活動を行わないでください。事故等がおこった場合、保険の対象となりませんのでご注意ください。
- ③自家用自動車で援助活動（保育園・幼稚園・小学校等への子どもの送迎等）を行う場合は、万一の事故等に備え、自動車保険（任意保険等）についても充分話し合い、双方合意のもと活動してください。
- ④援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、相互の責任と信頼関係をもとに行うものです。事故やトラブルのないよう事前打ち合わせは、お互い充分行ってください。
- ⑤事前打ち合わせの際は、安全な送迎ルートをお互いで確認してください。
- ⑥援助活動にあたっては、相手の立場に立つことを忘れないでください。
- ⑦相互援助活動によって生まれた人間関係を、どうぞ楽しんでください。

(2) 依頼会員

- ①見知らぬ家に突然預けられると、子どもはとても不安になります。預ける前には必ずその理由をわかりやすく、子どもに説明してあげてください。
- ②預けられた子どもは慣れない環境の中で緊張し、いつもできることでも失敗してしまうことがあります。子どもが楽しく安全に過ごすことを第一に考えて、事前打ち合わせをしてください。
- ③気になること、してほしくないことは事前打ち合わせで率直に話し合い、誤解による事故や、トラブルが生じないようにしましょう。
- ④援助活動当日は、子どもの健康状態をしっかりと確認し、子どもの体調が悪いときは、依頼をキャンセルしましょう。また、2歳未満の子どもの場合は必ず熱を計り、体調を確認しましょう。
- ⑤病気の回復期の子どもを預ける場合は、事前に医師の診断を受け、回復期であることを確認してください。
- ⑥事前打ち合わせをした依頼内容以外の援助活動は頼まないでください。依頼内容に変更が生じる場合は、必ずセンターに連絡してください。（連絡のない活動は、保険対象外となります）
- ⑦保育園・幼稚園・小学校等（以下「保育園等」という。）への送迎を依頼する場合は、事前に保育園等に必ず連絡してください。
- ⑧報酬を支払う時は、子どもの前で直接お金のやりとりをしないよう、気をつけてください。（センターで封筒を用意しています）
- ⑨事故の際の補償に関しては、保険の範囲内になりますのでご了承ください。

(3) 協力会員

- ①援助活動を円滑に行うためには、依頼会員との信頼関係を築くことが大切です。最近では、子育ての悩みを相談できる相手が、身近に見つけにくい状況でもあり、戸惑いや悩みを抱え込んでいる親たちも少なくありません。「まだ〇〇ができないの?」といった何気ない言葉で傷つく人もいます。親たちが置かれている状況を考慮し、相手の立場に立ち支援することで、一層信頼が深まることでしょう。
- ②子育ての方針については、それぞれ家庭ごとに違いがあります。事前に依頼会員とよく話し合うことが望まれます。
- ③ペットの存在は、子どもにとって興味深いものとなるかもしれません。犬や猫、小鳥、その他小動物を見ると、さわりたいがったり、近づこうとしたりする子もいるでしょう。そのような場合は、噛まれたり、ひっかかれたりしないように、気をつけてください。また、子どもによっては、動物アレルギーがあったり、ペットの持っている菌に感染してしまう場合もあります。心配な場合は、ペットのいる部屋に子どもが近づかないような配慮が必要となります。ペットを飼っている協力会員は、ペットとの付き合い方についても、事前打ち合わせの時に、依頼会員とよく話し合っておいてください。
- ④報酬については、同資料の次頁をよく読み、正しく理解してください。お金のことは、お互いに言いにくいこともありますので、事前打ち合わせの際にきちんと確認しあうことが必要です。不明な点については、センターにお問い合わせください。
- ⑤健康管理に気をつけ、援助活動を行いましょう。体調が活動に支障がある場合は、活動を行わないようにしてください。年に一度は、健康診断を受診するようにしましょう。
- ⑥援助活動中は、会員証を必ず携帯してください。保育園等の送迎の場合は、必ず施設側に会員証を提示してください。
- ⑦援助活動中に事故が発生したときは、保険の手続きを行う必要がありますので、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑧援助活動後は、必ず「援助活動報告書」を作成して下さい。報告書は月末締めで、翌月5日までにセンターに提出してください。(郵送可)
- ⑨事前打ち合わせ票は、個人情報保護のため、取り扱いには十分にご注意ください。また、相互援助活動終了後は、依頼会員またはセンターにご返却ください。

援助活動について、不明な点がありましたら篠山市ファミリーサポートセンターへ、お問い合わせください。

4. 報酬等に関する基準

○報酬の支払い

1日の援助活動終了のつど、依頼会員から協力会員に直接支払ってください。

(1) 報酬の基準

篠山市ファミリーサポートセンター事業運営要綱第9条に基づく報酬に関する基準は、次のとおりです。

援助活動日時	30分あたりの報酬額
一般保育時間内 (午前7時30分～午後6時30分)	350円/30分
一般保育時間外(上記以外の時間)	400円/30分
軽度のけが・病気の場合 (一般保育時間内のみ)	400円/30分
土曜日・日曜日・祝日・年末年始	上記の金額に50円/30分加算
送迎のみ	上記の金額に50円/30分加算

(注1) 援助活動時間とは、協力会員が活動にスタートした時点から、終了時点までとなります。

(注2) 預かる子どもは、兄弟姉妹の範囲を原則とし、1回につき2人以上を預かる場合は、1人目以降の援助活動報酬は、1人分の半額とします。

(注3) 軽度の病気とは、病気の回復期を意味するものです。また、その援助活動時間は、一般保育時間内(午前7時30分～午後6時30分)のみとします。

(注4) 取り消しの場合は、次のとおり依頼会員が、キャンセル料を支払ってください。

- ・前日までの取り消し・・・無料
- ・当日の取り消し・・・・・・報酬額の半額(ただし上限700円)
- ・無断取り消し・・・・・・報酬額の全額

(注5) 送迎のみの活動の場合、保育施設以外の送迎に関しては、回数制限があります。

(2) 交通費については、公共交通機関やタクシーを利用した場合は実費とし、自家用自動車を利用した場合は、実費相当額(実際の活動に使用したガソリン代)を支払ってください。

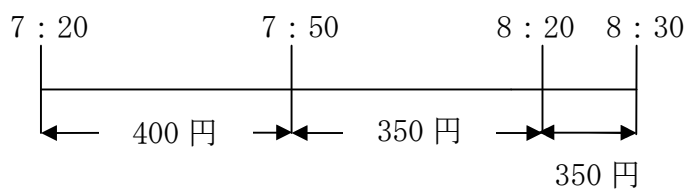
(3) 食事(ミルク)、おやつ及びおむつ等については、原則として依頼会員が用意してください。ただし、やむを得ず協力会員が用意したときは、依頼会員がその実費を負担してください。

5. 報酬の計算方法について

援助活動が少しでも一般保育時間外（午前 7 時 30 分以前・午後 6 時 30 分以降）にかかった場合は、30 分あたり 400 円で、計算してください。

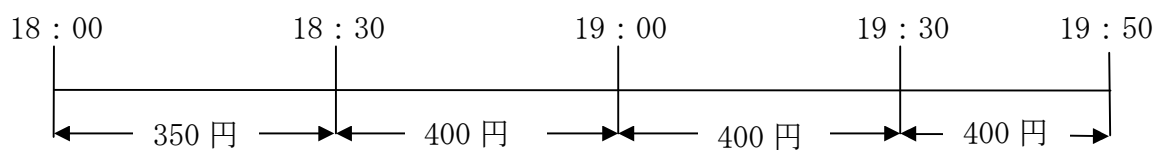
（例 1）朝 7 時 20 分から預かり、保育園へ送って行き、8 時 30 分に自宅に到着。

援助活動時間 7 : 20 ~ 8 : 30 (70 分間)
計算方法 $400 \text{ 円} \times 1 + 350 \text{ 円} \times 2 = 1,100 \text{ 円}$



（例 2）夕方 18 時に自宅を出て、保育園へ迎えに行き、19 時 50 分まで預かった。

援助活動時間 18 : 00 ~ 19 : 50 (1 時間 50 分間)
計算方法 $350 \text{ 円} \times 1 + 400 \text{ 円} \times 3 = 1,550 \text{ 円}$



6. 安全チェックリスト

大人にとっては何でもないことでも、子どもにとっては危険な箇所があるものです。事前打ち合わせで、依頼会員の子どもが訪問する前、また援助活動の前には、毎回この安全チェックリストに添って家の中を点検し、常に安全環境をつくりましょう。

各項目の「はい」「ときどき」「いいえ」のあてはまるところに、○印をつけてください。

① 子どもだけにして、家を留守にすることがありますか。	いいえ	ときどき	はい
② 火災や地震の際の避難方法を考えていますか。	はい		いいえ
③ 子どもをソファやベッド等、高いところにおいたときは、目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ
④ 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。	はい		いいえ
⑤ ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。	はい		いいえ
⑥ 子どもがさわると危険なものは、子どもの手の届かないところに置いてありますか。			
ア) タバコ、薬、化粧品、洗剤、ビニール袋等の日用品	はい	ときどき	いいえ
イ) はさみ、カミソリ、包丁等の刃物類	はい	ときどき	いいえ
ウ) ボタン、硬貨、指輪、ヘアピン等、飲み込む恐れがあるもの	はい	ときどき	いいえ
エ) アイロン、ポット、鍋等、やけどの原因となるもの	はい	ときどき	いいえ
⑦ 暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、やけどに気をつけていますか。	はい	ときどき	いいえ
⑧ 子どもを抱いているときに、タバコを吸ったり、熱いものを飲むことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
⑨ 浴室に鍵をかける等、子どもが一人で入らないような対策をしていますか。	はい	ときどき	いいえ
⑩ ベランダや窓の側に踏み台となるようなものが、置いてありますか。	いいえ	ときどき	はい
⑪ 自動車の中に子どもを一人にしておくことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
⑫ 自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使用し、ドアやパワーウィンドウをロックしますか。	はい	ときどき	いいえ
⑬ 貴重品、その他大切なものは、子どもの目や手に触れないところにしまっていますか。	はい	ときどき	いいえ
⑭ 屋外に出るときは側について、子どもから目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ

(注) ○印が「真中」、または「右側」については、もう一度安全について考えてみましょう。

7. 援助活動中のけが・病気への対応

- ①援助活動中、預かっている子どもが、けがや病気になった場合、依頼会員に連絡をとり相談した後、必要であればかかりつけの医療機関（事前打ち合わせで必ず確認）、または最寄りの医療機関で受診してください。

*協力会員宅にある薬は、飲ませないでください。

- ②緊急を要するけが・病気の場合は、医療機関または消防署（119番）に連絡して、子どもの状況を説明し、指示をあおいでください。その後、速やかに依頼会員に連絡してください。
- ③医療機関へ連れて行く際には、必ず会員証と事前打ち合わせ票を持参してください。
- ④医療機関にかかった場合は、協力会員がセンターに連絡してください。
- ⑤立て替えた医療費や交通費等は、依頼会員に請求してください。
- ⑥かかった医療機関名、診断内容、費用、子どもの様子等を、援助活動報告書に記入しておいてください。

8. 安全な援助活動をするために・・・

- ①乳幼児の発達はめざましいものがあります。同じ子どもでも、昨日と今日では違うということを心に留めながら援助活動しましょう。以前預かったからといって油断せず、事前に必ず発達状況を確認し、家の中の安全を再度点検してください。
- ②子どもを抱えているときや、子どもが側にいるときは、タバコを吸ったり、熱いものを飲むのは控えましょう。
- ③階段には、子どもが落ちないような対策をするか、一人で昇り降りしないよう、事故防止に充分注意してください。
- ④ドアがバタンと閉まると指をはさむことがあります。また、机や家具の角でけがをすることがありますので、気をつけましょう。
- ⑤子どもと一緒に道路を歩くときは手をつなぎ、大人は車道の側を歩きましょう。
- ⑥難しいことですが、子どもの送迎途上では、事故・事件にまきこまれないよう、周囲に注意してください。
- ⑦自動車の中に子どもを一人にしておかないようにしましょう。
- ⑧6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、必ずチャイルドシートを使用しましょう（法律で定められています）。チャイルドシートは、依頼会員が準備してください。
- ⑨ストーブやファンヒーター等の暖房器具を使う際は、子どもがやけどをしないように、充分気をつけてください。
- ⑩扇風機の使用中は、子どもが指をはさまないように注意しましょう。
- ⑪協力会員自身の健康管理にも、充分気をつけましょう。

援助活動報告書

(依頼会員用)

1 枚目は依頼会員用
 2 枚目は協カ会員用
 3 枚目は指定日にセキに提出(郵送可)

1. 援助実施日 17年8月30日(火)

2. 援助依頼


会員番号	氏名	子どもの名前	時間
200/00	篠山 好子	くるみ	16:00~18:00 (2時間 分)
		このみ	16:00~18:00 (2時間 分)
			: ~ : (時間 分)

3. 援助の内容

→ 援助活動のために、自宅出発の時間から、援助活動の時間になり可

時間	事項	子どもの様子
16:00	自宅出発	
16:15	こうまぎ保育園	くるみらへんは保育園で知らしにほったそうてす (スポンパンを借りてます)
16:40	来宅	
:	遊び	絵本を讀んだり、おもちゃで遊がました
17:30	おやつ	フリモを食へました。おし(そう)食へてくれました
:50	排泄(このみらへん)	普通便でした
18:00	お母さんのお迎え	
:		

感想 くるみらへんは、おもしろい事へ氣にしてみました
 絵本を讀んであげたら、とてもご気遣にほりました
 絵本がとても好きです
 このみらへんは、にこにこご気遣にほりました



(注) 事項欄には、来宅、保育園・幼稚園・小学校等への送迎、食事(おやつ、ミルク等)、排泄、睡眠、遊び、帰宅、その他を記入して下さい。

4. 報酬等

兄弟2人からは
半額で計算して下さ...

報酬	2,100 円	内訳	単価 (350 円/30分) × (2 時間)
			単価 (175 円/30分) × (2 時間)
			単価 (円/30分) × (時間)
交通費	円		
食事(おやつ)	200 円	協カ会員が用意した場合は、実費を払って下さ...	
その他	円		
キャンセル	円		
		合計	2,300 円

この報告書は領収書にもなります。報告書のなものは保険の対象にはなりません
 キャンセルの時も必ず報告書を作成して下さい。

協カ会員番号 300/00

依頼会員番号 200/00

氏名 社協 愛子

氏名 篠山 好子

篠山市ファミリーサポートセンター

3枚地押印して下さ...

9. 援助活動報告書の記入方法（協力会員）

- (a) 欄 ①援助した日を記入してください。
- (e) 欄 ②必ず依頼会員に直筆の署名捺印と会員番号の記入を受けてください。
- (c) 欄 ③お子さんについて、援助活動中に気がついたことを記入してください。また医療機関にかかった場合は、医療機関名、診断内容、費用、お子さんの様子等を、この欄に記入してください。
- (d) 欄 ④依頼内容によっては、複雑になる場合もありますので、報酬の基準に従い注意して記入してください。なお、依頼会員の希望により、おやつや食事等を提供した場合の費用も記入してください。費用については、会員同士で話し合っ決めてください。目安としては、おやつ 100 円～150 円、食事 200 円～300 円です。
- * 計算方法が複雑で、内訳を報酬の欄に書ききれない場合は、援助の内容欄に記入してください。
- * 計算方法が複雑で、会員同士では金額が定まらない時は、センターにお問い合わせください。
- ⑤キャンセル料が発生した場合は、下記の事項を記入し、依頼会員・協力会員双方の署名捺印と会員番号を記入してください。
- (a) 欄 ・ 援助実施日
- (b) 欄 ・ 依頼会員の会員番号、氏名、子どもの名前、時間
- (d) 欄 ・ キャンセル料

1 枚目（ピンク色） → 依頼会員用
2 枚目（水色） → 協力会員用
3 枚目 → 協力会員が月末分までまとめて、翌月 5 日までにセンターに提出してください。（郵送可）

10. 依頼会員への助成

- (1) 依頼会員からの申請により、協力会員へ支払った援助活動報酬の半額を、1 月あたり 3,500 円を限度として、助成することができます。ただし、その助成対象となる依頼会員は、次のとおりです。
- ①児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に基づく手当を受給している会員
- ②その他、篠山市社会福祉協議会長が特に必要と認める会員
- (2) 助成を受けようとする依頼会員は、援助を受けた当該年度の末日までに、援助活動報告書を篠山市ファミリーサポートセンター助成金交付申請書（様式第 1 号）に添付し、会長に申請してください。なお、助成の可否の決定については、篠山市ファミリーサポートセンター助成金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知されます。

11. 補償保険制度について

援助活動中の事故に備え、会員は地域子育て支援補償保険に加入しています（会員負担はありません）。この保険は、センターの登録会員及びその子どもが活動中に傷害を被った場合の補償を備えておくとともに、万一の賠償請求に備えることによって、会員が安心して活動に参加でき、センターの健全な運営と発展に寄与することを目的とするものです。

(1) サービス提供会員傷害保険

①内 容

協力会員が、援助活動中や援助活動を提供するため、自宅と依頼会員の子ども宅や保育園・幼稚園・小学校等（以下「保育園等」という。）への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により、傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

(補償例)

- * 走ってくる子どもを受け止めようとして、支えきれずに転んでけがをした。
- * 子どもを送って帰宅途中、雨で濡れた階段で滑ってけがをした。

②保険金額（補償額）

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	500万円 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします	対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、事故の日からその日を含めて、180日以内に死亡した場合（事故により直ちに死亡した場合も含む）
後遺障害保険金	障害の程度により 500万円～20万円 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度	対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、事故の日からその日を含めて、180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	3,000円 ※1事故について180日を限度とします	対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、医師の治療を必要とし、入院した場合
手術保険金	3,000円×10倍（入院中の手術）または5倍（入	対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な

	院中以外の手術)	外来の事故によりけがをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療点数表により手術科の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合 1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。
通院保険金 (1日あたり)	2,000 円 ※1 事故について 90 日を 限度とします	対象となる事業における活動中（往復途上も含む）に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、医師の治療を必要とし、通院（往診を含みます）された場合

(2) 賠償責任保険

①内 容

ファミリーサポートセンター事業にて行う援助活動中の監督ミス等や提供した飲食物等が原因で、保険期間中に日本国内で発生した第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、協力会員と同居の親族を除く）の身体障害または財物損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

また、依頼会員からお預かりし、活動中に管理している現金、預かり品を保険期間中に損壊、紛失、または盗取、詐取された場合の現金、預かり品の所有者に対する法律上の賠償責任も補償対象となります。

(補償例)

- * 協力会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせたことにより、賠償責任を負った場合。
- * 協力会員が提供（調理）した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより、賠償責任を負った場合。
- * 依頼会員から預かったベビーカーを破損してしまった場合。

②支払い限度額（補償額）

保険金の種類	支払限度額	保険金の内容
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名1事故2億円	法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用や弁護士費用等の争訟費用、求償権の保全・行使等の損

生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名1事故・保険期間中2億円	害防止軽減費用、緊急措置費用、保険会社の要求に応じるための協力費用。(法律上の損害賠償金、争訟費用、損害防止軽減費用については、事前に保険会社の同意が必要です。)
初期対応費用 (施設賠償責任保険と生産物責任保険部分で対象となります)	1事故500万円(うち身体障害についての見舞金・見舞い品購入費用は被災者1名につき10万円限度)	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用、事故が他人の身体の障害である場合の被害者に支払う見舞金(香典を含みます)または見舞金の購入費用等。なお、その額及び用途が社会通念上妥当なものに限ります。
訴訟対応費用 (施設賠償責任保険と生産物責任保険部分で対象となります)	1事故1,000万円	万一訴訟になった場合、応訴のために必要となる内部的費用(残業代、交通費、事故原因調査費用、意見書作成費用等)。なおその額及び用途が社会通念上妥当なものに限ります。この費用は、結果として裁判で勝訴し被保険者に法律上の損害賠償責任が無いことが判明した場合でも補償されます
受託者賠償責任保険	1事故・保険期間中10万円	依頼会員から預かった現金・預かり品が損壊・紛失し、または盗取・詐取された場合に対象となります お支払いする保険金の内容は、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険と同様です。ただし、法律上の損害賠償金の額は支払限度額の範囲内であっても、現金については額面、預かり品については事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります

③お見舞金制度

お見舞金制度は、「地域子育て支援補償保険」では補償されない部分を補う制度です。これにより、預かった子どもの加害事故、活動に起因した熱中症、感染症、車での送迎中の事故についてお見舞金をお支払いします

(お見舞金対象例)

- * 預かった子どもに協力会員の家の物を壊された
- * 協力会員またはその家族が預かった子どもに病気をうつされた

(3) 依頼子供傷害保険

①内 容

依頼会員の子どもが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず保険金をお支払いします。

(補償例)

*子どもが階段から落ち、けがをした。

②保険金額 (補償額)

保険金の種類	保険金額 (補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300 万円 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、事故の日からその日を含めて、180 日以内に死亡した場合 (事故により直ちに死亡した場合も含む)
後遺障害保険金	障害の程度により 300 万円～12 万円 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、事故の日からその日を含めて、180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1 日あたり)	3,000 円 ※1 事故について 180 日を限度とします	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、医師の治療を必要とし、入院した場合
手術保険金	3,000 円×10 倍 (入院中の手術) または 5 倍 (入院中以外の手術)	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表により手術科の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合 1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1 事故に基づく傷害について、1 回の手術に限ります。
通院保険金 (1 日あたり)	2,000 円 ※1 事故について 90 日を限度とします	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりけがをし、医師の治療を必要とし、通院 (往診を含みます) された場合

(4) 共通項目

- ①自家用自動車を使った活動中の事故の場合、(1)サービス提供会員傷害保険、(3)依頼子供傷害保険は適用されますが、(2)賠償責任保険は適用されません。本人の加入している自動車保険で対応してください。
- ②自家用自動車で援助活動(保育園等への子どもの送迎等)を行う協力会員は、自動車検査証及び自動車保険証(任意保険)のコピーを、センターに提出してください。

※加入保険者(東京海上日動火災保険株式会社)により、保険内容が一部変更となる場合がありますので、ご確認ください。



事前打ち合わせ票 (1)

平成 年 月 日

会員番号	-	会員氏名	
住所	〒669- 篠山市	電話	- -
保護者氏名			
(勤務先)	()	電話	- -
保護者氏名			
(勤務先)	()	電話	- -
緊急連絡先	①	電話	- -
	②	電話	- -

子どもの名前 (愛称)	()	()
生年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
年齢・性別	歳 ヲ月 (小学校 年) 男・女	歳 ヲ月 (小学校 年) 男・女
保育園名 幼稚園名 小学校名	電話 - -	電話 - -
病歴		
食事		
午睡		
排泄		
好きな遊び		
特記事項		
かかりつけ の医療機関	電話 - -	電話 - -
保険証	記号	番号

事前打ち合わせ票（2）

援助の日時	平成 年 月 日（ ）	<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分まで
援助の内容	1. 協力会員宅での預かり 2. 保育園・幼稚園・小学校への送り 送り時間（ 時 分） 3. 保育園・幼稚園・小学校への迎え 迎え時間（ 時 分） 4. その他（ ）	
依頼会員が用意するもの（当日、協力会員と会わない場合は、事前にお渡し下さい）		
依頼会員と協力会員の確認事項		
当日の依頼会員の連絡先	電話 — —	

地図 援助活動に必要となる地図（自宅から保育園等までの経路地図、保育園等付近の地図、自宅付近の地図等）をご記入下さい。

4

※本票は個人情報です。取扱いに充分注意し、大切に保管してください
 ※相互援助活動終了後は、依頼会員またはセンターにご返却ください

様式第3号（第5条関係）

篠山市ファミリーサポートセンター 退会届

篠山市社会福祉協議会長 様

私は、篠山市ファミリーサポートセンターを退会しますので、会員証を添えて届け出ます。

届出日	平成 年 月 日	会員番号	—
会員種別	<input type="checkbox"/> A 依頼会員 <input type="checkbox"/> B 協力会員 <input type="checkbox"/> C 両方会員		
退会理由			
フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	昭和 平成 年 月 日（歳）
住所	669— 篠山市	連絡先	079— —



篠山市社会福祉協議会

篠山市ファミリーサポートセンター

〒669-2205 篠山市網掛 301 番地 丹南健康福祉センター

TEL 079-590-1388 (直通)

FAX 079-590-1123

開所日：月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休みです)

